

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例案の概要

前文 ・中小企業の果たしてきた役割の重要性と本県の特徴
・中小企業を取り巻く状況
・中小企業の活性化の意義
・条例を制定する目的

1.目的 中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与する

2.定義 「中小企業者」、「中小企業の活性化」、「大企業者」について必要な定義を規定

3.基本理念

- 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業の経営規模が勘案されること
- 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- 県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国、他の地方公共団体の連携および協力が図られること



8.施策の基本

- (1)中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
 - ・将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進、県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進、海外における円滑な事業展開の促進
- (2)中小企業の経営基盤の強化
 - ・人材の確保・育成、経営の安定・向上、創業・新事業の創出の促進、物品・役務等への需要の増進
- (3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化
 - ・ものづくり産業、小売商業・サービス業、観光等産業分野の特性に応じた事業機会の増大

4.県の責務

- ・中小企業活性化施策の総合的な策定・実施
- ・中小企業者、関係団体等、国、市町等と連携、情報提供、支援等

5.中小企業者の努力

- ・自主的・自立的に経営の向上と改善に努める
- ・地域の経済・社会への貢献に努める

6.関係団体等の役割

(1)中小企業に関係する団体の役割

- ・支援および協力を積極的に努める

(2)大企業者の役割

- ・取引拡充、研究開発支援、商工会議所等への加入等により、中小企業の活性化に資するよう努める

(3)大学その他の教育研究機関の役割

- ・研究開発、新事業創出、人材確保・育成への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める

(4)金融機関の役割

- ・資金需要に適切に対応、経営改善への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める

7.県民の役割

- ・中小企業の活性化への関心と理解を深め、中小企業者が供給する物品の購入等により、中小企業の活性化に資するよう努める

9.連携および協力の推進

- (1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進
- (2)中小企業者および関係団体等は、施策実施に協力するよう努める

